

## 入札公告(説明書)

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本業務は、設計図書等について東日本高速道路株式会社(以下「NEXCO 東日本」という。)ホームページからダウンロードにより入手する方式としますのでご注意ください。

令和5年1月16日

(契約責任者)東日本高速道路株式会社 北海道支社

支社長 長内 和彦

### 記

#### 1. 業務概要

(1) 業務名 北海道支社管内 車両管理等業務

(2) 業務内容等

本業務の内容は次のとおりである。

- 一 車両の運転
- 二 車両の日常点検
- 三 燃料及び油脂等の補給
- 四 車両の保管
- 五 車両の清掃
- 六 上記に付随する業務
- 七 自動車の保険に関する業務(自動車損害賠償保障法に基づく強制保険及び車両保険に関する業務を除く)
- 八 事故の処理に関する業務

(3) 履行期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

(4) 業務体制 別表 車両保管場所等一覧表(以下「別表という。」)のとおりに

(5) 主な出張先 別表のとおりに

(6) 本業務は、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

#### 2. 競争参加資格

本業務に係る競争に参加できるのは、次に掲げる条件をすべて満足している者であって、契約責任者による本業務に係る競争参加資格確認の結果、資格を有すると認められた者とする。

(1) 審査基準日(下記に示す「競争参加資格確認申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ)において東日本高速道路株式会社契約規程実施細則(平成17年細則第16号)第6条の規定に該当しない者であること。

(2) 以下の要件を満たすものであること。

次のi～iiiの要件をみたま「安全運転管理責任者」の選任予定者1名以上5名以内を決定し、安

全運転管理責任者届出書を作成し、当該者に係る下記ivの書類を提出できる者であること。

- i) 普通自動車第一種運転免許取得後10年以上である者
- ii) 申請書等の提出日以前に3ヵ月以上直接かつ恒常的に雇用関係にある者であること
- iii) 過去5年間において、飲酒による違反又は飲酒事故の記録がない者であること。
- iv) 以下の書類を提出すること
  - ・自動車運転免許証の写
  - ・無事故無違反証明書
  - ・運転記録証明書（過去5年間）
  - ・運転免許経歴証明書
  - ・雇用保険者証の写又は健康保険証の写（保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングすること。）

（3ヵ月以上直接かつ恒常的に雇用関係にあることを確認するため）

(3) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域1（北海道支社が所掌する区域）」において、取引停止措置を受けていないこと（取引停止措置期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと。）

(4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書1 [1] 「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の②（1）の記載に抵触するものではないことに留意すること。

#### ① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

#### ② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

#### 【役員の定義】

会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。

i) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

- b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
- d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- ii) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- iii) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- iv) 組合の理事
- v) その他業務を執行する者であつて、i)～iv)までに掲げる者に準ずる者

**【管財人の定義】**

民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人

③ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

**3. 安全運転管理責任者の選任及び変更について**

(1) 業務提案書に記載した「安全運転管理責任者」1名は、必ず令和5年4月1日の業務開始日（以下「業務開始日という。」）に選任することとし、業務が完了するまで原則として、変更することはできない。

ただし、病気・退職・死亡等極めて特殊な事情により配置することが困難な場合は、当社の承諾を得ることで、業務提案書に記載した「安全運転管理責任者」と同等以上の者に変更することができる。

また、安全運転管理責任者の評価・変更については、以下の点に留意すること。

#### \*留意事項

- 「安全運転管理責任者」の選任は1名とするが、業務提案書に記載する「安全運転管理責任者」の数は、1名以上5名以内とする。  
ただし、「安全運転管理責任者」の記載が2名以上の場合には、最も評価値の低い者の評価値とする。
- 業務提案書に記載した「安全運転管理責任者」の変更については、以下のとおりとする。
  - ・ 業務提案書の提出期限前  
業務提案書を提出期限よりも前に提出した場合は、提出期限まで「安全運転管理責任者」を変更することができる。
  - ・ 業務提案書の提出期限以降契約締結まで  
業務提案書の提出期限以降は、「安全運転管理責任者」を変更することができない。
  - ・ 契約締結後  
業務提案書に記載した「安全運転管理責任者」1名は、業務が完了するまで原則として、変更することはできない。  
ただし、病気・退職・死亡等極めて特殊な事情により配置することが困難な場合は、当社の承諾を得ることで、業務提案書に記載した「安全運転管理責任者」と同等以上の者に変更することができる。

- (2) 安全運転管理責任者及び車両管理員（代務員を含まない）を業務開始日の1週間前までに決定し、「安全運転管理責任者等届」を提出すること。  
また、全ての車両管理員は業務開始1週間前より配置先において、必要に応じ運転ルートを把握するための試乗を行うなどの事前確認を行うこと。  
なお、費用については諸経費に含むこと。

#### 4. 入札手続等

##### (1) 担当部署

NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課

(住 所) 〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西5丁目12番30号

(電話番号) 011-896-5777

##### (2) 設計図書等の交付期間等

車両管理等業務提案書作成要領（別紙2）、契約書、入札者に対する指示書、金抜設計書及び車両管理等業務仕様書等（以下「設計図書等」という。）は次のとおり交付する。

① 交付期間：入札公告の日から令和5年2月2日(木)まで

② 交付方法：NEXCO 東日本のホームページから入手するものとする。

⇒[https://www.e-nexco.co.jp/bids/public\\_notice/search\\_service](https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service)

#### 5. 競争参加資格確認申請書等の提出に関する事項

##### (1) 申請書等の作成

本業務の競争に参加を希望する者(以下「競争参加希望者」という。)は、競争参加資格確認申

請書(別記様式1)、安全運転管理責任者届出書(様式2)及び業務提案書(様式3)(以下「申請書等」という。)を提出し、契約責任者による競争参加資格の確認を受けなければならない。

## (2) 申請書等の提出

- ① 提出期間：入札公告の翌日から令和5年2月2日(木)午後4時
- ② 提出場所：本書4(1)の担当部署
- ③ 提出方法：書留郵便又は信書便(正1部、写2部)すること。普通郵便、持参または電送による提出は受け付けない。  
なお、提出期限以降、提出した申請書等の追加及び差替は認めないため、提出時は資料の不足、齟齬がないよう、十分確認すること。

## (3) 申請書等の提出にあたっての留意事項

- ① 申請書等の作成及び提出に要する費用は、競争参加希望者の負担とする。
- ② 提出された申請書等は、競争参加希望者の競争参加資格の確認以外に、競争参加希望者に無断で使用しない。
- ③ 申請書等に虚偽の記載をした者は、競争参加資格を認めない。また、申請書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。さらに、無効の入札をした者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。
- ④ 提出された申請書等は、返却しない。
- ⑤ 落札者が、別表に定める必要人員を業務開始時点で配置できない場合には、落札決定を取り消す。

## 6. 競争参加資格の確認に関する事項

(1) 契約責任者は、競争参加希望者から提出された申請書等の確認を行い、当該競争参加資格確認結果を通知するものとする。

※確認結果通知予定日 令和5年2月16日(木)

(2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義のある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示すものとする。

(3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[7]及び[8]を参照のこと。

## 7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

競争参加資格がないと認められた者は、契約責任者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面(様式4「競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書」)により、その説明を求めることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、本書6(1)に示す確認結果通知において示すものとする。

## 8. 業務提案書等のヒアリング

競争参加希望者から提出された業務提案書に基づき、下記のとおりヒアリングを実施する。

なお、ヒアリングには、業務提案書の内容を理解し、説明できる者が参加すること。

(1) 開催日時 令和5年2月20日(月)～令和5年2月24日(金)

なお、詳細な日時は、別途通知する。

(2) 開催場所 NEXCO 東日本 北海道支社 会議室

(住 所) 〒004-8512 北海道札幌市厚別区大谷地西5丁目12番30号

(電話番号) 011-896-5777

## 9. 入札書の提出期限等

(1) 提出期限：令和5年3月8日(水)午後4時まで

(2) 提出場所：本書4(1)の担当部署

(3) 提出方法：書留郵便又は信書便。普通郵便・持参・電送・電話その他の方法による入札は認めない。封筒は二重にし、表封筒に<令和5年3月9日開札「北海道支社管内 車両管理等業務」>と朱書き。中封筒には入札書のみを入れて封印、かつ、その封皮に氏名(法人の場合は商号または名称)及び<令和5年3月9日開札「北海道支社管内 車両管理等業務」の入札書在中>と朱書きし、入札書の提出期限までに本書4(1)の担当部署まで郵送しなければならない。

入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照のこと。

なお、入札書の提出後の追加・差替は認めないため、不足・齟齬のないよう十分確認の上、提出すること。

## 10. 開札の日時及び場所等

(1) 開札の日時及び場所

① 開札日時：令和5年3月9日(木)午前10時00分

② 場 所：NEXCO 東日本 北海道支社 入札室

## 11. 落札者の決定方法

(1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札者とする。

(2) 評価値は100点を満点とし、その算定は次に示す各評価点を加算して行う。(評価値=価格評価点+技術評価点)

① 価格評価点(配点50点) 式A×0.5 + 式B×0.5

なお、少数第4位以下は切り捨てとする。

式A = 配点 × < 1 - {(入札価格 - 調査基準価格) / (契約制限価格 - 調査基準価格)}<sup>2</sup> >

なお、少数第4位以下は切り捨てとする。

また、入札価格が調査基準価格を下回る場合の配点は50点とする。

式B = 配点 × < 1 - {(入札価格 - 評価基準価格) / (契約制限価格 - 評価基準価格)}<sup>2</sup> >

※評価基準価格は、契約制限価格に10分の5.5を乗じた価格とする。

なお、少数第4位以下は切り捨てとする。

また、入札価格が評価基準価格を下回る場合の配点は50点とする。

② 技術評価点（配点50点）

下記に示す評価基準により算定する。

会社の評価

No.	評 価 項 目	得 点
1	<p>業務実施体制</p> <p>緊急連絡体制及び現地の指導監督体制が確立されている。</p> <p>確立されている（2点）</p> <p>確立されていない（0点）</p>	2点
2	<p>業務経験</p> <p>令和2年4月1日から業務提案書の提出日までに本業務と本書1（2）に示す一から八までの全ての業務内容が含まれる業務（以下「同等業務という。」又は道路運送車両法第3条に規定する「旅客自動車運送事業」の業務（以下「類似業務」という。）の経験を有している。</p> <p>※同等業務又は類似業務の経験を有することが確認できる書類を提出すること</p> <p>同等業務の経験がある（2点）</p> <p>類似業務の経験がある（1点）</p> <p>同等又は類似業務の経験がない（0点）</p>	2～0点
3	<p>車両管理員の採用</p> <p>車両管理員を採用する際に重視する項目について（ヒアリング評価項目）</p> <p>運転経歴</p> <p>各種資格の保有状況</p> <p>健康状態</p> <p>コミュニケーション能力</p> <p>判断力等（記憶力や反射神経等の車両の運転に不可欠な能力）</p>	10～0点
4	<p>事故対応</p> <p>事故時の対応マニュアルが確立されている。</p> <p>確立されている（2点）</p> <p>確立されていない（0点）</p>	2点
5	<p>福利厚生</p> <p>社員の健康管理を重視した福利厚生を実施している。</p> <p>実施されている（1点）</p>	1点

	実施していない (0 点)	
6	人材育成 配置予定者の研修計画について (ヒアリング評価項目) 運転技術 事故発生時の処置・報告 車両の維持管理 運転マナー 飲酒運転防止 その他 (上記以外に関する研修計画)	5~0 点
7	人材育成 (業務開始 1 週間前までの実施項目) 高速道路の試乗研修 主な出張先のルート確認 報告書等の記入及び提出方法の指導 車両管理員としてのマナー講習 健康診断の実施 実施する (各 2 点) 実施しない (各 0 点)	10~0 点
8	不正防止 内部監査の実施体制が確立されている。 確認されている (2 点) 確認されていない (0 点)	2 点
9	その他 プライバシーマーク制度の取得会社である。 ※取得している場合は、これを証する証明書等の 写しを提出すること 提出がない場合は「取得していない」と判断す る。 取得している (1 点) 取得していない (0 点)	1 点
	合 計	35 点

安全運転管理責任者の評価

No.	評 価 項 目	得 点
1	普通自動車を運転できる第二種免許取得者である。 取得者である (1 点) 取得者ではない (0 点)	1 点



2	<p>ゴールド免許取得者である。</p> <p>取得者である (1点)</p> <p>取得者ではない (0点)</p>	1点
3	<p>過去5年間無事故無違反である。</p> <p>※無事故・無違反証明書を提出すること</p> <p>提出がない場合は「無事故無違反ではない」と判断する。</p> <p>無事故無違反である (5点)</p> <p>無事故無違反ではない (0点)</p>	5点
4	<p>道路運送法に規定する運行管理者の資格を有している。</p> <p>※資格を証する証明書等の写しを提出すること</p> <p>提出がない場合は「有していない」と判断する。</p> <p>有している (2点)</p> <p>有していない (0点)</p>	2点
5	<p>自動車整備士技能検定3級以上の合格者である。</p> <p>※合格者であることを証する証明書等の写しを提出すること</p> <p>提出がない場合は「合格者ではない」と判断する。</p> <p>合格者である (1点)</p> <p>合格者ではない (0点)</p>	1点
6	<p>公安委員会が定める安全運転管理者講習会を令和2年4月1日から業務提案書の提出日までに受講し修了証の交付を受けている。</p> <p>※受講証明証の写しを提出すること</p> <p>提出がない場合は「受けていない」と判断する。</p> <p>受けている (2点)</p> <p>受けていない (0点)</p>	2点
7	<p>令和2年4月1日から業務提案書の提出日までに本業務と同等業務において安全運転管理責任者の経験がある。</p> <p>※経験があることを証する証明書等の写しを提出すること</p> <p>提出がない場合は「経験がない」と判断する。</p> <p>経験がある (3点)</p> <p>経験がない (0点)</p>	3点
合 計		15点

(3) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該入札を行った2者以上の者による再度の入札

により落札者を決定する。ただし、再度の入札によってもなお落札者が決定しない場合は、くじ引きにより落札者となるべきものを決定する。

- (4) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときはこの入札を無効とし、契約制限価格の制限の範囲内で有効な入札をした他の者の価格評価点及び評価値を再算出し、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- (5) 評価された業務提案の内容が受注者の責により達成できないと認められた評価項目については、再度評価を行い、未履行相当額を請負代金額から減じる。

## 1 2. 支払条件

- (1) 前金払 無
- (2) 部分払 有：本契約の相手方は、車両管理等業務契約書第 2 4 条に基づき部分払の請求をすることができる。

## 1 3. 入札公告（説明書）に対する質問

この入札公告（説明書）及び設計図書等に対する質問がある場合は、書面（様式は自由）により、書留郵便又は信書便により提出するものとし、電送・電話による受付は行わない。

- ① 受付期間：入札公告の日の翌日から令和 5 年 2 月 2 8 日（火）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日、午前 1 0 時から午後 4 時まで。
- ② 受付場所：本書 4（1）の担当部署
- ③ 回答方法：質問を受取った翌日から原則として 5 日（休日を含まない。）以内に NEXCO 東日本ホームページ（「入札公告・契約情報検索」内の「その他契約情報」）に掲載する。  
[⇒https://www.e-nexco.co.jp/bids/public\\_notice/search\\_service](https://www.e-nexco.co.jp/bids/public_notice/search_service)

## 1 4. 低入札価格調査について

- (1) 本業務の競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札をした入札者を対象として低入札価格調査を行う。（低入札価格調査基準価格の設定及び低入札価格調査の調査内容等については別添「車両管理等業務低入札価格調査事務取扱要領」を参照のこと。）
- (2) 低入札価格調査対象となった入札者は、NEXCO 東日本に対し、低入札価格調査に関する資料の提出やヒアリング等について協力するものとする。入札者は、いかなる理由があっても辞退をすることは認められない。
- (3) 低入札価格調査の結果、低入札価格調査対象となった入札者の入札価格により、本業務の請負契約の内容に適合した履行がなされると認めた場合、契約責任者は、当該入札者の入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額をもって本業務の請負契約金額と決定し、当該入札者を落札者として決定する。

- (4) 低入札価格調査の結果、低入札価格調査対象となった入札者の入札価格により、本業務の請負契約の内容に適合した履行がなされないと認めた場合、契約責任者は、当該入札者のした入札を無効とし、契約制限価格の制限の範囲内において次順位の入札価格に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額をもって本業務の請負契約金額と決定し、当該次順位の入札者を落札者として決定する。ただし、当該次順位の入札価格が低入札調査基準価格未満であった場合には、同様に低入札価格調査を実施します。
- (5) 契約責任者は、落札者の決定後、すべての入札者に対し低入札調査の結果、落札者名とその入札金額を通知する。
- (6) 低入札価格調査対象とならなかった入札者においては、上記（4）に示す手続を踏まえ、上記（5）に示す落札者決定を知るまでの間は、引続き本業務の契約が可能となる体制を維持するものとする。
- (7) 低入札価格調査にあたり、上記（2）に示す資料の提出やヒアリング等に協力のない場合及び虚偽の記載や虚偽の報告をした場合、契約責任者は、その事実を知った時点において、当該行為を原因として、契約解除等の必要な措置を講じることがある。

## 15. その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証及び契約保証金 不要
- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) 契約手続における交渉の有無 無
- (5) 入札に関する一般的な質問については、「入札参加者に必要な書類や入札に関するよくある質問と回答」を参照のこと。  
⇒<https://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>
- (6) この競争を行う場合において了知し遵守すべき事項は、「入札者に対する指示書」による。

別表 車両保管場所等一覧表

配置場所（所在地）	主な出張先	安全運転 管理責任者	車両管理員
北海道支社 北海道札幌市厚別区大谷地西 5 丁目 12-30	札幌市内 支社管内	1 名	2 名
札幌工事事務所 北海道札幌市北区北 37 条西 4 丁目 3-12 藤井ビル N37 4 階	札幌市内 小樽市内 事務所管内		1 名
帯広工事事務所 北海道帯広市西 3 条南 9 丁目 23 帯広経済センタービル西館 5 階	帯広市内 札幌市内 事務所管内		2 名
室蘭管理事務所 北海道室蘭市崎守町 316-3	室蘭市内 札幌市内 事務所管内		1 名
北広島管理事務所 北海道北広島市大曲並木 1 丁目 1-1	北広島市内 札幌市内 事務所管内		1 名
札幌管理事務所 北海道札幌市白石区米里 2 条 2 丁目 4-1	岩見沢市内 札幌市内 事務所管内		1 名
旭川管理事務所 北海道旭川市字近文 7 線南 1-5766-4	旭川市内 札幌市内 事務所管内		1 名
帯広管理事務所 北海道河東郡音更町字音更西 2 線 7-3	帯広市内 札幌市内 事務所管内		1 名

※貸与不動産面積、車両管理員の人数については、履行期間途中で変更する場合あり。

以 上